

安城市自主防災組織育成助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業の助成金を財源として交付する安城市自主防災組織育成助成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、自主防災組織（地域の自主防災活動を行うため、一又は複数の町内会を単位として組織し、市に届け出たものに限る。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織の活動に直接必要な設備（建築物及び消耗品を除く。）の整備を行う事業であって、自治総合センターの定めるコミュニティ助成事業実施要綱に基づき市長が自治総合センターに助成の申請をし、決定を受けたものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費の額とする。ただし、自治総合センターが市に対し助成を決定した額を限度とする。

(選定)

第6条 市長は、適当と認める事業を自治総合センターに申請する事業として選定するものとする。ただし、自治総合センターの指定する件数を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、選定の対象としない。

- (1) 市長が2年度連続して自治総合センターに申請を行ったものの決定を受けることのできなかった事業
- (2) 申請年度から起算して過去10年度の間、補助金の交付を受けた自主防災組織の行う事業
- (3) 申請年度から起算して過去10年度の間、市の実施する類似の補助金等（

安城市自主防災組織資機材整備事業補助金を除く。)の交付を受けた自主防災組織の行う事業

(4) 申請年度から起算して過去10年度の間、安城市一般コミュニティ助成事業補助金の交付を受けた町内会又は町内会の連合組織のみで組織する自主防災組織の行う事業

(5) 申請年度から起算して過去5年度の間、自主防災訓練(市に計画書等を提出したものに限る。)を実施しなかった年度がある自主防災組織の行う事業

3 第1項の規定により事業の選定を受けた自主防災組織は、市長が行う自治総合センターへの申請、実績報告等に協力し、市長の定める日までに必要な書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、自治総合センターに申請した事業について、採否の通知を受けたときは、その結果を文書により当該自主防災組織に通知するものとする。

(補助申請)

第7条 前条第4項の通知を受けた自主防災組織は、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 自主防災組織は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第8条第1項の補助事業等実績報告書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成30年10月1日から施行する。